定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月二十六日付で全部の種類の株式に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十二月十日

名古屋市南区元塩町三丁目一八番地

株式会社ミック

代表取締役　大山　永吉

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月二十六日付で全部の種類の株式に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十二月十日

北九州市若松区南二島二丁目五番五号

株式会社ミック九州

代表取締役　杉本　清一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるナディーム・アクバルが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十二月十日

名古屋市港区宝神五丁目一〇三一番地の一

リジョイス・トレーディング・エンター

プライジーズ・シー・シー

日本における代表者

ナディーム・アクバル

限定承認公告

本籍兵庫県神戸市灘区倉石通一丁目六番地、最後の住所兵庫県神戸市中央区割塚通一丁目二番二〇号

被相続人　亡　佐藤　敏和

右被相続人は平成二十六年七月二十一日死亡し、その相続人は平成二十六年十一月二十日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十日

京都府京都市下京区二ノ宮町通七条上る下二之宮町四二六番地一

相続財産管理人　池田　智文

限定承認公告

本籍兵庫県芦屋市津知町三六番地、最後の住所東京都品川区大井四丁目一四番二―二〇二号

被相続人　亡　津田　泰二

右被相続人は平成二十六年四月十一日頃から二十日頃までの間死亡し、その相続人は平成二十六年十一月二十八日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十日

神戸市中央区東川崎町一丁目七番四号

ハーバーランドダイヤニッセイビル一八階

井関法律事務所

限定承認者　津田まさ子

法定代理人成年後見人　大原　雅之

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による東金市田間土地区画整理事業の左記の者に対する換地処分通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、または、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により当該書類の送付に代えて内容を左記のとおり公告する。

一　通知の内容

東金市田間土地区画整理事業の換地計画において定められた土地区画整理法第百三条第一項の規定による平成二十六年十月二十四日付け東田組第三十三号の換地処分通知。

記

二　書類の送付を受けるべき者の氏名又は社名及び住所

①氏名　飯田　龍太
住所　千葉県東金市東金一〇八〇番地

②社名　有限会社大倉土地
住所　千葉県東金市堀上一八〇番地

③氏名　橋本　昌子
住所　千葉県東金市田間五一七番地一四

④社名　有限会社豊栄
住所　千葉県市川市北方二丁目二〇番一五号

⑤氏名　塩崎　晶子
住所　東京都新宿区富久町四番三―五〇二号

⑥氏名　實松　里子
住所　東京都練馬区早宮一―一五―二五―一〇二

⑦氏名　髙橋賢次郎
住所　千葉県東金市田間一六一番地三五

⑧社名　東京住販株式会社
住所　東京都渋谷区神南一丁目一〇番六号

⑨氏名　藤代　祐司
住所　千葉県東金市田間三八四番地四

教示

一、この通知に不服がある場合には、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二、この通知については、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内に、東金市田間土地区画整理組合を被告として（訴訟において東金市田間土地区画整理組合を代表する者は理事長となります。）、通知の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、右記一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、通知の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

三　掲示場所

換地処分通知は掲載を省略し、千葉県東金市田間二一七一番地の東金市田間土地区画整理組合掲示場及び地区内公園の二箇所において掲示する。

平成二十六年十二月十日

千葉県東金市田間二一七一番地

東金市田間土地区画整理組合

理事長　林　由司

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年一月十五日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年十二月十日

東京都品川区東五反田三丁目一六番一六号

株式会社アール・コンサルティング

代表取締役　福島　秀一

取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので、公告します。

記

一、取得する取得条項付新株予約権　当社発行の第一回新株予約権、及び第四回新株予約権のうち、平成二十六年九月三十日において行使条件を満たさない新株予約権者が有するもの（第一回新株予約権五十四個、第四回新株予約権十二個）

二、取得の日　平成二十六年十二月二十六日

平成二十六年十二月十日

東京都港区海岸三丁目九番一五号

ナレッジスイート株式会社

代表取締役　稲葉　雄一

訂正公告

平成二十六年十一月十七日（号外第二五二号）掲載のコンクリートコーリング株式会社に係る資本金の額の減少公告及び第二十八期決算公告（枠組）中、「流動負債　36,191」とあるは「流動負債　34,612」に、「固定負債　34,992」とあるは「固定負債　34,916」に、「株主資本　△9,838」とあるは「株主資本　△8,183」に、「利益剰余金　△19,838」とあるは「利益剰余金　△18,183」に、「その他利益剰余金　△19,838」とあるは「その他利益剰余金　△18,183」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十六年十二月十日

広島市安佐北区上深川町字久保田九二〇―二

コンクリートコーリング株式会社

代表取締役　有馬　正輝

正　誤

平成二十六年十二月九日掲載の大臣は、次のとおりとなった。

環境大臣臨時代理

国務大臣　有村　治子

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月九日付特第二六号四　政府調達第二三一号三三ページ●同月十日付第二七五号一六〇ページ●同日付一ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）